

国民健康保険料（税）の軽減制度の拡充を求める意見書（案）

国民健康保険制度は、我が国の国民皆保険を支え、また市町村の役割である住民福祉の増進を実現していくうえで大きな意義を持っています。しかし、近年医療費の増加、国庫負担の引き下げなどにより運営が不安定化し、加入者の国民健康保険料（税）負担も重くなっています。

国民健康保険加入者の1世帯当たり課税標準は平成20年度から平成24年度の5年間で138.9万円から113.9万円と25万円、約18%下がっているのに対して、1世帯あたり保険料は年間157,695円から156,322円でほぼ横ばいとなっています。高齢化や就業構造の変化により、高齢者、失業者、非正規労働者など所得の低いないしは不安定な世帯の割合が増加しています。

今、特に懸念されることは、所得の低い、または不安定な加入世帯が保険料を滞納し、保険証の未切り替え、資格者証発行などによって実質的な無保険状態となり、医療機関にかかれず手遅れとなる事例が発生することです。医療機関が2012年、2013年に行った調査では、経済的理由による手遅れ事例のうち、そうした状況に陥っていた事例が半数にのぼっています。国民健康保険法及び施行令によって、国保料の軽減が制度化されていますが、それでも総所得に対しての負担が重く、また国保料の賦課の仕組み上、軽減制度を用いても子どもや高齢者を扶養している世帯により重く負担がかかってしまうという問題点があります。

すべての人が必要に応じて医療を受けられる、世界でも最も優れた日本の医療保険制度を維持、発展させていくために、担税力に見合った保険料とし、すべての加入者が払える保険料とするため、法定軽減制度のさらなる拡充を求めます。

- 一、国民健康保険法に基づく保険料（税）の軽減制度を拡充すること
- 一、子ども、高齢者、障がい者などを扶養する世帯への負担軽減策を特に整備すること
- 一、軽減制度の財源である基盤安定事業への国庫負担を引き上げること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

集団的自衛権についての閣議決定の再考を求める意見書(案)

7月1日の閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」は、集団的自衛権行使についての政府見解を大きく変更するものであり、国民の間に議論を呼んでいます。閣議決定から1ヵ月経過した8月の各メディア世論調査でも、賛否は拮抗、または反対の方が多数という状況であり、賛成とする層も含め、政府の説明に対してはいずれも過半数が不十分さを指摘しています。

これまでの我が国の安全保障についての政府見解は、国会での議論や裁判の判例の積み重ねを踏まえたものであり、国民に対しても説得力のあるものでしたが、今回の閣議決定はそうした積み重ねがないまま決定されており、政府内でも細部の認識の不一致があるなど、国民の理解が得られるものになっていません。

また、わが国が侵略をうけた場合、武力を以てでもその意図を挫き、国土と国民を守ることは、我が国の個別的自衛権として当然に認められることであり、その際に他国と共同することも個別的自衛権の範囲に含まれるものです。しかし、今回の閣議決定では我が国と密接な関係にある他国が攻撃を受けた場合の武力行使も認め、武力行使を行う場所に制限をかけていません。戦闘を目的とした海外派兵は否定していますが、紛争継続下での機雷除去や後方支援は認めています。これは、我が国が相手から見て交戦相手となり、国民が他国の戦争に巻き込まれる恐れを含むものです。

わが国は過去において、「自存自衛」や「邦人保護」を大義名分として他国に派兵し、その結果、際限のない悲惨な戦争につながり、自国民及び他国の国民に多大な犠牲と惨禍をもたらす誤りをおかしました。その反省に立ち、戦後の我が国は「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」と憲法前文で定め、政府の判断によつて他国での武力行使や他国の戦争への関与を行うことを、厳しく戒めてきました。今回の閣議決定の内容は極めて大きな転換であり、慎重な議論をへて行ふべきものです。

今回の集団的自衛権についての閣議決定は、国民の理解という点からも、これまでの安全保障の議論からみても、深刻な疑義をはらむものであり、法整備を拙速に進めることなく、閣議決定を再考されるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。